

議案第14号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山享弘



日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・農地利用最適化推進委員及び日野町スポーツ指導員の職を追加する。

2 改正内容

- ・農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員を追加する。報酬については、農業委員の報酬額に準ずる。
- ・県の競技力向上のための指導者の確保事業により、小中学生等のクラブ活動指導での活用を図り、スポーツ振興の一助とするために、日野町スポーツ指導員を追加する。報酬については鳥取県体育協会に所属するスポーツ指導員の報酬額に準ずる。

3 附則

平成 28 年 4 月 1 日から施行

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)報酬		別表(第2条関係)報酬	
職名	報酬額	職名	報酬額
略			
日野町史編さん委員	日額 2,500円	日野町史編さん委員	日額 2,500円
農地利用最適化推進委員	月額 26,800円		
日野町スポーツ指導員	〃 300,000円	その他の特別職	〃 180,000円以内
その他の特別職	〃 180,000円以内		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。